

自治会・回覧

平成26年6月9日 自治会長

「旅費・交通費支給規則」改定について

会員の皆さんには、日頃のご支援、ご協力大変に有難うございます。

さて、4月に開催しました、平成26年度定期総会の25年度会計報告に関して、ご出席の会員の方から以下のご意見をいただきました。

- 交通・日当費の実績（223.5千円）が予算（120千円）に対してほぼ2倍近くとなっている。何かしらの改善（削減）策が必要ではないか。

※交通・日当費については、総会の席でも色々なご意見をいただきましたが、会長としましては、従来から"サービス出張"は止め、然るべき業務で出張をした場合は、規則に準じて交通・日当費を請求するようお願いしてきました。この考えは変わりません。

そこで、対応策として基準を決めている「旅費・交通費支給規則」の見直し・改定で削減を図っていくことを検討し、規則改定（案）作成後、6月度の本部役員会で承認されました。

※添付の規則を参照ください。 ※本規則は平成26年6月8日付けで改定・施行とする。

折角の機会なので、細かい文言、"てにをは"の修正もしましたが、この報告では省略し、以下の大きな改定点を報告します。

1. 従来、日当は全ての出張に対し時間又は時間帯に応じて定額を支給していたが、
 - ・講習会・会合等、出張先で時間の拘束を受ける場合、（成人式等）会場設営等で作業が発生する場合は、日当を支給する。＊日当額改定（後述）
 - ・買出し、購買品の発注・受け取り等、赴くだけの場合は日当を支給しない。
2. 従来、交通費は全て行き先別のバス料金・電車料金換算で支給していたが、車使用のケースが殆どなので、請求書に交通手段を明記し、手段別の交通費とする。
 - ＊「交通・日当費請求書」改定（規則の別表参照）
 - ・バス・電車使用の場合は、従来通りとするが、消費税関連の新料金で支給する。
 - ＊主要行き先のバス・電車料金調査済（規則の別表参照）
 - ・車使用の場合は、走行総距離に応じてガソリン代等で支給する。
 - ＊主要行き先までの距離は、実測等で調査済（規則の別表参照）
 - ＊距離当たりの交通費（円/Km）は、ガソリン代その他を考慮（後述）

<車使用の場合の走行距離対応交通費>

- ・ガソリン代"170円/L"、燃費"10Km/L"で計算すると、"17円/Km"となるが、その他維持費等を考慮して"20円/Km"とする。

<日当費見直し（案）>

- ・桜台出発～帰着までの時間及び時間帯別の日当定額（円/件・日）

時間又は時間帯	現状	改定案	差額
3時間未満	500	400	-100
3時間から5時間未満	1,000	800	-200
5時間から8時間未満	2,000	1,600	-400
夜間（17時以降24時まで）	2,000	1,600	-400

※規則類の改訂があった場合は、全戸に改訂版を配付するのが本来ですが、紙代、コピー費削減の観点から今回は配付しませんので、ご希望の方は自治会館までお越しください。

以上